

# 実験動物 1 級技術者資格認定試験受験資格の特例認定に係る細則

平成 16 年 12 月 24 日制  
平成 18 年 4 月 1 日改定  
平成 20 年 1 月 1 日改定  
平成 24 年 4 月 1 日改正  
平成 30 年 4 月 1 日改正  
平成 31 年 1 月 10 日改正  
令和 3 年 4 月 1 日改正

## (目的)

第 1 条 この細則は、実験動物技術者資格認定規程（以下「規程」という。）第 4 条(2)のウに基づき生物系大学等の在学生及び卒業生の受験資格の特例について定める。

## (学校認定)

第 2 条 本細則の適用を受けようとする生物系大学等は、別添の申請書を公益社団法人日本実験動物協会（以下「協会」という。）に提出し、学科ごとに特例認定大学等の認定を受けなければならない。

- 2 認定の審査は、規程第 4 条（2）のウの別に定めるカリキュラム（別添様式）を基準とし、申請校の実験動物関連実習等について行う。
- 3 協会は、審査（現地調査を含む。）の結果、相当と認めた場合はこれを認定し、認定証（別紙様式）を交付する。なお、特別の事情がある場合には、現地調査を写真等による調査に代えることができる。
- 4 当該認定は、連続して 5 年間受験者がなかった場合には、これを取り消すものとする。ただし、特別な理由がある場合はこの限りでない。
- 5 認定校は、カリキュラムに変更があった場合には直ちに協会に「カリキュラム変更願」を提出し承認を得るものとする。
- 6 当該認定は、申請書類に不正があった場合はこれを取り消すものとする。
- 7 認定に要する経費は申請者の負担とする。

## (受験資格)

第 3 条 認定校でカリキュラムを履修し、又は履修見込みの者は、規程第 4 条（2）のウに基づく受験資格を有する者とする。

## (特例の適用)

第 4 条 本特例は原則として認定した翌年度から適用する。

## (付則)

この規程は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 12 月 11 日から施行する。  
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。